

等級指定型一般競争入札における複数等級の試行について

1 試行内容

☐土木一式工事及び管工事

(1) A 等級対象工事

A 等級対象工事のうち設計金額 1 億円未満の工事に、B 等級に格付されている業者の参加を可能とする。

(2) B 等級対象工事

B 等級対象工事に、C 等級に格付されている業者の参加を可能とする。

☑建築一式工事

(1) A 等級対象工事

A 等級対象工事のうち設計金額 1 億円未満の工事に、B 等級に格付されている業者の参加を可能とする。

(2) B 等級対象工事

B 等級対象工事に、A 等級又は C 等級に格付されている業者の参加を可能とする。

2 対象範囲

建 設 工 事				
工種	設計金額（税込）	基本等級	複数等級入札試行（市内業者対象）	
			変更前	変更後
土木一式工事	500 万円未満	C	C	同左
	500 万円以上 1,000 万円未満	B + C	B + C	同左
	1,000 万円以上 1,200 万円未満	B	B + C	同左
	1,200 万円以上 3,000 万円未満	A + B	A + B + C	同左
	3,000 万円以上 1 億円未満	A	A + B	同左
建築一式工事	800 万円未満	B + C	B + C	A + B + C
	800 万円以上 1,800 万円未満			
	1,800 万円以上 5,000 万円未満	A + B	A + B + C	同左
	5,000 万円以上 1 億円未満	A	A + B	同左
管工事	800 万円未満	C	C	同左
	800 万円以上 900 万円未満	B + C	B + C	同左
	900 万円以上 2,500 万円未満	A + B	A + B + C	同左
	2,500 万円以上 1 億円未満	A	A + B	同左

平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

3 適用工事の取扱い

入札公告において、入札参加可能な等級を明記し、建設業者への周知とします。